

改正 平成22年4月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、学習院大学に在学する学生（大学院学生を含む）の学術研究活動等を学長が表彰する際の必要事項を定める。

（表彰の対象者）

第2条 表彰は、学習院大学に在学する学生で学術研究活動等が学会等において高く評価された者に対して行う。

（申請手続）

第3条 申請は、被推薦者が所属する組織の研究科委員長、研究科長又は学部長が、別紙様式1の「学習院大学学生表彰推薦書」に、関連資料を添付の上、学生委員会に提出する。

（選考）

第4条 学生委員会は、被推薦者が第2条に該当するか選考し、該当するものについては、学長に表彰候補者として推薦する。

（決定）

第5条 学長は、学生委員会の推薦に基づき、被表彰者を決定する。

（表彰方法）

第6条 表彰は、原則として学長が表彰状及び副賞の授与をもって行う。

（事務局）

第7条 表彰に関する事務は、学生課が行う。

（改正）

第8条 この規程の改正は、学生委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（様式1）